

主任技術者等の兼務制限の緩和について

- ※新規発注工事については、令和2年9月1日以降に入札公告を行うものから適用します。
- ※入札手続き中の工事については、契約締結後に適用します。(契約締結後に必要に応じて特記仕様書の記載事項を変更)
- ※既契約工事についても、本緩和を適用します。(必要に応じて特記仕様書の記載事項を変更)

1 兼務の条件

主任技術者及び現場代理人（以下「主任技術者等」という。）の兼務の制限については次表のとおりであり、新たに配置しようとする工事と既に配置されている全ての工事が以下の条件を満たす場合に限り、兼務を認める。

兼務制限の件数は、最終的に配置される全ての工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事を1件とする。(主任技術者と現場代理人を兼務している場合も1件とする。))の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

【兼務制限一覧表】

工事金額 (税込) 以上 未満	主任技術者		現場代理人	
	基本条件	緩和	基本条件	緩和
[設計金額] 1億円	兼務不可	災害復旧工事を含む場合は、密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔(直線距離)が25km以内の公共工事に限り5件以下 ※その他兼務要件(※2)を満たすこと ※本市の区域内に限定しない ※ 監理技術者の場合は兼務不可 ※単価契約の工事も兼務可	兼務不可	災害復旧工事を含む場合は、密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔(直線距離)が25km以内の公共工事に限り5件以下 ※その他兼務要件(※2)を満たすこと ※本市の区域内に限定しない ※単価契約の工事は兼務不可
[請負金額] 3,500万円 (7,000万円)	5件以下	請負金額 3,500万円未満(7,000万円未満)の 災害復旧工事 に係る主任技術者等は兼務件数にカウントしない ※本市の区域内に限定しない ※単価契約の工事も兼務可	本市の区域内の公共工事に限り 5件以下	請負金額 3,500万円未満(7,000万円未満)の 災害復旧工事 に係る主任技術者等は兼務件数にカウントしない ※本市の区域内に限定しない ※単価契約の工事にも適用(兼務可)

※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事をいう。

※2 その他兼務要件

(ア) 工事現場不在時の連絡体制が確保されていること。

(イ) 既に契約している工事の発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面の写しを提出できること。
(本市発注工事を除く)

(ウ) 主任技術者にあつては、兼務の申請にあたり、下請けの予定(下請代金等)を明らかにすること。

(エ) 現場代理人にあつては、監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

- ※ 対象の工事金額の（ ）内の金額は、建築一式工事の場合を示す。
- ※ 兼務件数は、元請に限らず下請で配置されている工事も含む。
- ※ 監理技術者については、専任義務があるため、他の工事の兼務は認められない。

【災害復旧工事の対象】

災害復旧事業（国庫補助事業に限定せず、類する単独事業も含む。）による工事（緊急工事等施行依頼書による工事も含む。）

＜対象事業の例示＞

- | | |
|----------------------------------|-------------------|
| (1) 公共土木施設の災害復旧事業（改良復旧を含む。） | (2) 公立学校施設の災害復旧事業 |
| (3) 公営住宅等の災害復旧事業 | (4) 堆積土砂の排除事業 |
| (5) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業（改良復旧を含む。） | |

2 兼務を希望する場合の手続き

※本手続きは、令和2年9月1日以降に入札公告を行うものから適用しますので、令和2年8月以前の入札公告等のものについては、旧手続きでお願いします。

工事担当課が提出された書類を確認・受理することで兼務は可能となる。

(1) 提出書類

新たに配置しようとする工事の主任技術者又は現場代理人について、既に配置されている工事がある場合、兼務状況の確認のため、様式「兼務－1」を提出すること。

ただし、請負代金額が100万円未満の工事にあってはこの限りでない。

兼務する全ての工事（様式「兼務－1」に記載する全ての工事）のうち、1件でも請負金額が3,500万円以上（建築一式工事にあっては7,000万円以上）の工事がある場合、発注者が異なる工事（発注者が本市でない工事）については、発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面（様式「兼務－3」）の写しを添付すること。

なお、発注者が異なる工事に下請けで配置されている場合は、発注者の承認は不要とする。

工事担当課においては、提出された様式「兼務－1」及び様式「兼務－3」について、兼務の条件を全て満たしているか確認を行い、満たしている場合に限り受理する。

様式「兼務－1」等を受理したことをもって、兼務を承認したものとみなす。

(2) 提出時期

様式「兼務－1」及び様式「兼務－3」の写しは、次の期限までに、工事担当課に提出すること。

1. 一般競争入札の場合：原則、開札日の翌々日（閉庁日を除く。）の午後5時まで
2. 通常型指名競争入札、随意契約の場合：「現場代理人・主任（監理）技術者届」の提出時（工事に着手後直ちに）

(3) 様式の入手方法

様式については、広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) フロントページの「事業者向け情報」→「公共事業の情報化と技術管理」→「公共事業の情報化と技術管理（技術管理課）」→「請負工事書式集」に掲載している。

- ・様式（兼務－1） 「主任技術者・現場代理人の兼務について」
- ・様式（兼務－3） 「主任技術者・現場代理人の兼務について（申請）」